

南薩地区衛生管理組合公告第1号に係る修正箇所一覧表

令和7年3月13日  
南薩地区衛生管理組合

項目	修正前	修正後
前文	<p>下記の建設工事について次の通り一般競争入札を行うので、南薩地区衛生管理組合契約規則（平成19年4月1日）第2条により、南さつま市契約規則（平成17年南さつま市規則第41号）第2条及び南さつま市条件付き一般競争入札実施要項（平成25年南さつま市告示第180号）第5条の規定に基づき公告する。</p>	<p>下記の建設工事について次の通り一般競争入札を行うので、南薩地区衛生管理組合契約規則（平成19年4月1日）<b>第15号</b>第2条により、南さつま市契約規則（平成17年南さつま市規則第41号）第2条及び南さつま市条件付き一般競争入札実施要<b>綱</b>（平成25年南さつま市告示第180号）第5条の規定に基づき公告する。</p>
入札書受付期間	<p><u>郵送の場合、令和7年4月17日（木）午後5時15分まで（必着）</u> <u>持参の場合、下記入札予定年月日に入札場所まで</u></p>	
仮契約の締結	<p>当該競争入札に付する工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号第96条第1項第5号及び南薩地区衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第22号）第2条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、組合議会の議決を以って本契約となるものである。 なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本組合は一切その責を負わない。また、議会の議決までの間に、落札者が地方<b>自治</b>法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができることとし、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする</p>	<p>当該競争入札に付する工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号第96条第1項第5号及び南薩地区衛生管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年南薩地区衛生管理組合条例第22号）第2条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、組合議会の議決を以って本契約となるものである。 なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本組合は一切その責を負わない。また、議会の議決までの間に、落札者が地方<b>自治</b>法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができることとし、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする</p>

項目	修正前	修正後
注意事項（１）	（１）本件は会場入札の形式をとるため、入札書等を提出する際は、 <u>入札日の前日までに郵送または</u> 入札日時に入札会場へ直接持参すること。	（１）本件は会場入札の形式をとるため、入札書等を提出する際は、入札日時に入札会場へ直接持参すること。